

(別表) 保険料段階比較表(第8期→第9期)

所得段階	課税状況	第8期保険料 (基準額：月額5,600円、年額67,200円)			第9期保険料 (基準額：月額5,800円、年額69,600円)			
		所得区分	基準額に 対する割合	年額	所得区分	基準額に 対する割合	年額	
第1段階	世帯全員が市 民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円以下	0.49 (0.29)	32,930円 (19,490円)	→	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 80万円以下	0.455 (0.285)	31,670円 (19,840円)
第2段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80 万円を超え120万円以下	0.56 (0.37)	37,630円 (24,860円)	→	前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80 万円を超え120万円以下	0.59 (0.418)	41,060円 (29,090円)
第3段階		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 120万円を超える	0.59 (0.55)	39,650円 (36,960円)	→	前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が 120万円を超える	0.61 (0.606)	42,460円 (42,180円)
第4段階	市民税が課税 されている世 帯員がいるが 本人は市民税 非課税	前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80 万円以下	0.69	46,370円	→	前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80 万円以下	0.72	50,110円
第5段階 (基準額)		前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80 万円を超える	1.00	67,200円	→	前年の課税年金収入と合計所得金額(年金雑所得を含まない)の合計が80 万円を超える	1.00	69,600円
第6段階	本人が市民税 課税	前年の合計所得金額が80万円未満	1.15	77,280円	→	前年の合計所得金額が80万円未満	1.15	80,040円
第7段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.20	80,640円	→	前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.20	83,520円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25	84,000円	→	前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.25	87,000円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満	1.30	87,360円	→	前年の合計所得金額が150万円以上210万円未満	1.30	90,480円
第10段階		前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.50	100,800円	→	前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満	1.50	104,400円
第11段階		前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.60	107,520円	→	前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満	1.60	111,360円
第12段階		前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.70	114,240円	→	前年の合計所得金額が320万円以上360万円未満	1.80	125,280円
第13段階		前年の合計所得金額が360万円以上400万円未満	1.80	120,960円	→	前年の合計所得金額が360万円以上420万円未満	2.00	139,200円
第14段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.90	127,680円	↗	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	2.10	146,160円
第15段階		前年の合計所得金額が500万円以上650万円未満	2.20	147,840円	↗	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.40	167,040円
第16段階		前年の合計所得金額が650万円以上800万円未満	2.25	151,200円	↘	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.50	174,000円
第17段階	前年の合計所得金額が800万円以上	2.35	157,920円	→	前年の合計所得金額が720万円以上	2.60	180,960円	

第1段階～第3段階の割合欄と年額欄の下段に記載されている()は低所得者軽減後の数字です。